

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月25日

【四半期会計期間】 第111期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社宮崎太陽銀行

【英訳名】 The Miyazaki Taiyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 川崎新一

【本店の所在の場所】 宮崎市広島2丁目1番31号

【電話番号】 (代表)(0985)24-2111

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 福田正之

【最寄りの連絡場所】 宮崎市広島2丁目1番31号

【電話番号】 (代表)(0985)24-2111

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 福田正之

【縦覧に供する場所】 株式会社宮崎太陽銀行鹿児島支店
(鹿児島市加治屋町14番8号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げておりません。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	平成22年度 中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	平成23年度 中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	7,967	7,895	8,285	15,712	15,531
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	388	1,557	1,672	6,854	1,611
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	877	1,007	1,363		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				8,317	1,088
連結中間包括利益	百万円		534	472		
連結包括利益	百万円					387
連結純資産額	百万円	16,548	26,279	26,124	25,878	25,893
連結総資産額	百万円	557,747	572,926	594,184	573,570	581,117
1株当たり純資産額	円	303.49	238.76	234.55	234.13	231.08
1株当たり中間純利益 金額(は1株当たり中 間純損失金額)	円	16.49	16.95	23.80		
1株当たり当期純利益金 額(は1株当たり当期 純損失金額)	円				156.46	16.48
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額	円		9.36	12.38		
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円					10.13
自己資本比率	%	2.89	4.50	4.30	4.43	4.36
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.40	9.36	9.33	9.06	9.09
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,055	2,344	1,297	740	3,399
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,677	9,094	1,297	7,692	10,243
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	136	136	241	12,860	376
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	11,047	9,828	9,251	16,714	9,494
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	736 [168]	712 [171]	702 [178]	725 [171]	700 [172]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、平成21年度中間連結会計期間は中間純損失が計上されており、また、潜在株式がないため、平成21年度は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第109期中	第110期中	第111期中	第109期	第110期
決算年月		平成21年 9月	平成22年 9月	平成23年 9月	平成22年 3月	平成23年 3月
経常収益	百万円	6,923	6,887	7,217	13,691	13,478
経常利益 (は経常損失)	百万円	498	1,462	1,581	7,000	1,486
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	888	1,002	1,366		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				8,329	1,086
資本金	百万円	5,752	12,252	12,252	12,252	12,252
発行済株式総数	千株	53,424	普通株式 53,424 A種優先株式 26,000	普通株式 53,424 A種優先株式 26,000	普通株式 53,424 A種優先株式 26,000	普通株式 53,424 A種優先株式 26,000
純資産額	百万円	16,012	25,666	25,437	25,321	25,259
総資産額	百万円	556,496	572,537	592,825	572,206	579,975
預金残高	百万円	531,200	538,139	554,332	537,250	545,468
貸出金残高	百万円	392,468	400,834	414,808	396,519	415,156
有価証券残高	百万円	96,626	110,658	106,303	102,925	111,464
1株当たり中間純利益 金額(は1株当たり中 間純損失金額)	円	16.70	16.86	23.86		
1株当たり当期純利益金 額(は1株当たり当期 純損失金額)	円				156.68	16.45
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額	円		9.32	12.40		
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円					10.12
1株当たり配当額	円		普通株式 2.50 A種優先株式 4.08	普通株式 2.50 A種優先株式 3.80	普通株式 2.50 A種優先株式 0.023	普通株式 5.00 A種優先株式 8.16
自己資本比率	%	2.87	4.48	4.29	4.42	4.35
単体自己資本比率 (国内基準)	%	7.26	9.19	9.17	8.93	8.93
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	704 [149]	680 [151]	667 [160]	692 [152]	669 [154]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、平成21年9月は中間純損失が計上されており、また、潜在株式がないため、平成22年3月は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
5 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項ありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の国内経済につきましては、東日本大震災やその後の電力供給不足の影響等により停滞した経済・生産活動には回復の兆しが見られるものの、世界的な景気減速や長引く円高の進行等を受け、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

この間、日本銀行は、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への支援のため被災地金融機関に資金供給を行ったほか、欧州債務危機や長引く円高による国内景気の下振れリスクの高まりを受けた追加的な金融緩和策を打ち出しました。また、昨年6月に創設した成長基盤強化を支援するための資金供給に基づき、当期間中に計2回の貸付けを行いました。

当行の営業管内におきましては、生産活動ではスマートフォン向けの出荷を中心とした電子部品・デバイスがやや水準を下げているものの、輸送機械では大幅な回復が見られたほか、農業では昨年の口蹄疫の影響が緩和され和牛の蓄頭数が昨年を上回りました。企業の景況感については、景況判断指数が先行きを含め「上昇」超となっており、厳しい状況にある中、徐々に持ち直す見通しとなっております。個人消費関連では、クールビズ商戦により前半好調だった衣料品に一服感が見られますが、観光施設入場者数・旅行取扱高や新設住宅着工戸数が昨年を上回るなど、緩やかな改善の動きとなりました。

このような経済環境の中で、当第2四半期連結累計期間の業績は以下のとおりとなりました。

(経営成績)

経常収益

経常収益は、資金運用収益が減収となったものの、貸倒引当金の戻入益を含むその他経常収益の増加を主に、前中間連結累計期間比389百万円(4.9%)増加の82億85百万円となりました。

経常費用

経常費用は、資金調達費用が減少したものの、株式等売却損を含むその他経常費用の増加を主に前中間連結累計期間比274百万円(4.3%)増加し66億13百万円となりました。

経常利益、中間純利益

その結果、当中間連結累計期間では、前中間連結累計期間比114百万円(7.4%)増加し16億72百万円の経常利益となりました。経常利益の増益に伴い、当中間純利益は13億63百万円となりました。

(財政状態)

預金

預金は、個人預金の増加を主に前連結会計年度末比88億円(1.6%)増加し、5,541億円となりました。

貸出金

貸出金は、事業性貸出がやや減少しましたが、前連結会計年度末並みの4,111億円となりました。

有価証券

有価証券は、債券・株式共に減少し、前連結会計年度末比51億円(4.6%)減少し、1,063億円となりました。

・セグメントの状況

銀行業

経常収益は、外部顧客に対する経常収益を主因に、72億17百万円となりました。一方、経常費用は56億35百万円となりました。この結果、経常利益は15億81百万円となりました。

リース・保証等事業

経常収益は、外部顧客に対する経常収益を主因に、11億93百万円となりました。一方、経常費用は10億94百万円となりました。この結果、経常利益は99百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、当第2四半期連結累計期間中2億42百万円減少し、92億51百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加があったものの、コールローン等の取崩しがそれを上回ったことを主因に12億97百万円の支払超となりました。これを前年同四半期連結累計期間と比較しますと36億41百万円の支払増となります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出があったものの、有価証券の売却や償還による収入がそれを上回ったことを主因に12億97百万円の収入超となりました。これを前年同四半期連結累計期間と比較しますと103億91百万円の収入増となります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払による支出を主因に2億41百万円の支払超となりました。これを前年同四半期連結累計期間と比較しますと1億5百万円の支出増となります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、従業員数に著しい増減はありません。

(5) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備に著しい変動はありません。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の業務収支は全体で57億60百万円となりました。その内訳は資金運用収支が49億7百万円、役務取引等収支が3億34百万円、その他業務収支が5億17百万円となっております。

このうち主となる資金運用収支では、貸出金利息を中心とする資金運用収益は52億97百万円(うち国内業務部門52億66百万円)、預金利息を中心とする資金調達費用は3億89百万円(うち国内業務部門3億81百万円)となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	5,072	38		5,110
	当第2四半期連結累計期間	4,884	23		4,907
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	5,560	51	18	5,593
	当第2四半期連結累計期間	5,266	37	6	5,297
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	487	13	18	482
	当第2四半期連結累計期間	381	14	6	389
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	345	1		346
	当第2四半期連結累計期間	334	0		334
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	901	2		903
	当第2四半期連結累計期間	886	2		889
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	555	1		556
	当第2四半期連結累計期間	552	1		554
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	257	13		270
	当第2四半期連結累計期間	509	8		517
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	1,275	13		1,288
	当第2四半期連結累計期間	1,554	8		1,562
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	1,017			1,017
	当第2四半期連結累計期間	1,044			1,044

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行及び子会社の円建取引であります。

3 国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。

4 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は国内業務部門の預金・貸出業務、為替業務を中心に8億89百万円となりました。

一方、役務取引等費用は保証業務を中心に5億54百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	901	2		903
	当第2四半期連結累計期間	886	2		889
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	534			534
	当第2四半期連結累計期間	527			527
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	314	2		316
	当第2四半期連結累計期間	302	2		304
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	3			3
	当第2四半期連結累計期間	10			10
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	14			14
	当第2四半期連結累計期間	13			13
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	0			0
	当第2四半期連結累計期間	0			0
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	34			34
	当第2四半期連結累計期間	32			32
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	555	1		556
	当第2四半期連結累計期間	552	1		554
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	69	1		70
	当第2四半期連結累計期間	66	1		67
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	422			422
	当第2四半期連結累計期間	418			418

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。

3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	536,576	556		537,133
	当第2四半期連結会計期間	553,296	876		554,172
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	229,558			229,558
	当第2四半期連結会計期間	243,726			243,726
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	302,683			302,683
	当第2四半期連結会計期間	304,919			304,919
うちその他	前第2四半期連結会計期間	4,334	556		4,891
	当第2四半期連結会計期間	4,649	876		5,526
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
総合計	前第2四半期連結会計期間	536,576	556		537,133
	当第2四半期連結会計期間	553,296	876		554,172

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

- 2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。
- 3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。
- 4 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 5 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	395,960	100.00	411,118	100.00
製造業	20,793	5.25	21,061	5.12
農業, 林業	3,093	0.78	3,363	0.82
漁業	2,033	0.51	1,880	0.46
鉱業, 採石業, 砂利採取業	310	0.08	235	0.06
建設業	16,425	4.15	17,495	4.25
電気・ガス・熱供給・水道業	1,308	0.33	1,634	0.40
情報通信業	2,088	0.53	2,120	0.52
運輸業, 郵便業	8,545	2.16	8,872	2.16
卸売業, 小売業	37,091	9.37	37,109	9.03
金融業, 保険業	17,976	4.54	20,042	4.87
不動産業, 物品賃貸業	60,909	15.38	66,598	16.20
各種サービス業	71,569	18.08	71,508	17.39
地方公共団体	45,474	11.48	50,083	12.18
その他	108,339	27.36	109,113	26.54
国際業務部門及び特別国際金融取引 勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	395,960		411,118	

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。

3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	5,687	5,683	4
経費(除く臨時処理分)	4,152	4,201	48
人件費	2,272	2,253	18
物件費	1,648	1,718	69
税金	231	229	2
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,535	1,481	53
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,535	1,481	53
一般貸倒引当金繰入額	72		72
業務純益	1,608	1,481	126
うち債券関係損益	204	432	229
臨時損益	145	99	245
株式等関係損益	18	168	187
不良債権処理額	131	28	102
貸出金償却			
個別貸倒引当金繰入額	116		116
その他の債権売却損等	14	28	14
貸倒引当金戻入益		424	424
償却債権取立益		0	0
その他臨時損益	33	126	93
経常利益	1,462	1,581	119
特別損益	5	4	1
うち固定資産処分損益		4	4
税引前中間純利益	1,457	1,577	120
法人税、住民税及び事業税	10	11	0
法人税等調整額	444	199	245
法人税等合計	454	210	244
中間純利益	1,002	1,366	364

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.05	1.90	0.15
(イ)貸出金利回	2.54	2.34	0.20
(ロ)有価証券利回	1.12	1.00	0.12
(2) 資金調達原価	1.73	1.66	0.07
(イ)預金等利回	0.16	0.12	0.04
(ロ)外部負債利回	3.50	1.61	1.89
(3) 総資金利鞘	-	0.32	0.08

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	12.01	11.66	0.35
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	12.01	11.66	0.35
業務純益ベース	12.58	11.66	0.92
中間純利益ベース	7.84	10.75	2.91

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	538,139	554,332	16,193
預金(平残)	530,260	543,597	13,337
貸出金(末残)	400,834	414,808	13,974
貸出金(平残)	391,388	404,672	13,284

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	394,007	403,649	9,642
法人	143,575	149,806	6,231
合計	537,582	553,455	15,873

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	117,226	120,294	3,068
住宅ローン残高	103,804	107,202	3,398
その他ローン残高	13,421	13,092	329

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	324,449	330,804	6,355
総貸出金残高	百万円	400,834	414,808	13,974
中小企業等貸出金比率	/ %	80.94	79.74	1.20
中小企業等貸出先件数	件	35,204	35,185	19
総貸出先件数	件	35,273	35,253	20
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.80	99.80	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状				
保証	193	1,076	169	932
計	193	1,076	169	932

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,252	12,252
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	10,844	10,844
	利益剰余金	2,305	3,278
	自己株式()	116	119
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	238	231
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	484	563
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()	4	3
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	25,528	26,585
繰延税金資産の控除金額()			
計 (A)	25,528	26,585	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,328	1,324
	一般貸倒引当金	2,059	2,141
	負債性資本調達手段等	2,000	2,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	2,000	2,000
	計	5,387	5,465
	うち自己資本への算入額 (B)	5,387	5,465
控除項目	控除項目(注4) (C)	55	55
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	30,860	31,995
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	307,414	321,346
	オフ・バランス取引等項目	863	694
	信用リスク・アセットの額 (E)	308,277	322,041
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	21,182	20,590
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,694	1,647
	計(E) + (F) (H)	329,459	342,631
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		9.36	9.33
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		7.74	7.75

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,252	12,252
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	10,844	10,844
	その他資本剰余金		
	利益準備金	26	122
	その他利益剰余金	2,148	3,031
	その他		
	自己株式()	114	117
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	238	231
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	24,919	25,901
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	24,919	25,901
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,328	1,324
	一般貸倒引当金	2,056	2,132
	負債性資本調達手段等	2,000	2,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	2,000	2,000
	計	5,385	5,456
	うち自己資本への算入額 (B)	5,385	5,456
控除項目	控除項目(注4) (C)	55	55
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	30,249	31,303
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	307,205	320,089
	オフ・バランス取引等項目	859	691
	信用リスク・アセットの額 (E)	308,065	320,780
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G) / 8% (F)	21,036	20,387
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,682	1,630
	計(E) + (F) (H)	329,101	341,168
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		9.19	9.17
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		7.57	7.59

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	44	54
危険債権	121	66
要管理債権	21	19
正常債権	3,854	4,032

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	210,000,000
優先株式	210,000,000
計	210,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,424,449	同左	福岡証券取引所	(注)2
A種優先株式(注)1	26,000,000	同左	非上場	(注)3、4
計	79,424,449	同左		

(注) 1 A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) A種優先株式は、取得価額が株価の変動による取得価額の変動により修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

修正基準

取得価額の修正は、取得請求期間において別途定める一定の期間の終値の平均値に相当する金額に修正されますが、下限取得価額(発行決議日からの5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とされます。なお、別途定める調整事由が生じた場合は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。別途定める調整事由については、下記(注)4の(8) 取得価額の調整に記載のとおりであります。

修正頻度

修正価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1ヵ月1回の頻度で行います。

(3) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。

(4) 当行の株券の売買に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。

4 単元株式数は、1,000株であり、議決権はありません。また、A種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款第36条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当率(以下、「A種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第10項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当率

$$\text{A種優先配当率} = \text{初年度A種優先配当金} \div \text{A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)}$$

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当率決定日として算出する。)に1.05%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である1を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率

$$\text{A種優先配当率} = \text{日本円TIBOR(12ヶ月物)} + 1.05\%$$

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下、「A種優先配当率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記 に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成22年10月1日から平成37年3月31日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記「ないし」に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、証券会員制法人福岡証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記「ないし」に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記「ないし」に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記「ないし」に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)を「下限取得価額」という(ただし、下記「ないし」による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

()取得価額調整式に使用する時価(下記ハ. に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本「ないし」において同じ。)その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ()株式の分割をする場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- ()取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二. に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- ()当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下、「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- ()取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- ()株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ.()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額((10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社 本店

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、(6) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		79,424		12,252,897		10,844,755

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	A種優先株式 26,000	32.73
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	普通株式 1,886	2.37
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	普通株式 1,747	2.19
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	普通株式 1,738	2.18
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場1丁目18番11号	普通株式 1,617	2.03
株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	普通株式 1,420	1.78
株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名2丁目12番1号	普通株式 1,398	1.76
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	普通株式 1,224	1.54
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	普通株式 1,191	1.49
株式会社豊和銀行	大分市王子中町4番10号	普通株式 1,170	1.47
計		A種優先株式 26,000 普通株式 13,393	49.59

所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	1,886	3.59
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,747	3.32
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	1,738	3.30
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場1丁目18番11号	1,617	3.07
株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	1,420	2.70
株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名2丁目12番1号	1,398	2.66
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	1,224	2.33
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,191	2.26
株式会社豊和銀行	大分市王子中町4番10号	1,170	2.22
宮崎太陽銀行従業員持株会	宮崎市広島2丁目1番31号	1,146	2.18
計		14,537	27.68

(注) 上記 所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有のA種優先株式は、議決権を有していません。なお、A種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況(1) 株式の総数等」に記載しております。

A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	26,000	
計		26,000	

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 26,000,000		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 289,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,510,000	52,510	
単元未満株式	普通株式 625,449		一単元(1,000株)未満の株式(注) 2
発行済株式総数	79,424,449		
総株主の議決権			

(注) 1 A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式等の状況 発行済株式」に記載しております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式405株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社宮崎太陽銀行	宮崎市広島2丁目1番31号	289,000		289,000	0.36
計		289,000		289,000	0.36

2 【役員】の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 10,436	7 10,522
コールローン	27,100	40,000
買入金銭債権	348	259
商品有価証券	17	-
有価証券	1, 7, 13 111,464	1, 7, 13 106,303
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 411,243	2, 3, 4, 5, 6, 8 411,118
リース債権及びリース投資資産	4,200	4,150
その他資産	7 2,339	7 7,004
有形固定資産	9, 10 14,184	9, 10 14,045
無形固定資産	394	365
繰延税金資産	5,103	5,522
支払承諾見返	919	946
貸倒引当金	6,633	6,054
資産の部合計	581,117	594,184
負債の部		
預金	7 545,278	7 554,172
借入金	11 1,913	11 3,210
外国為替	2	1
社債	12 1,000	12 1,000
その他負債	2,223	4,808
退職給付引当金	1,855	1,872
役員退職慰労引当金	299	210
睡眠預金払戻損失引当金	233	334
偶発損失引当金	76	81
再評価に係る繰延税金負債	9 1,423	9 1,420
支払承諾	919	14 946
負債の部合計	555,224	568,059
純資産の部		
資本金	12,252	12,252
資本剰余金	10,844	10,844
利益剰余金	2,147	3,278
自己株式	117	119
株主資本合計	25,127	26,256
その他有価証券評価差額金	1,270	2,218
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	9 1,528	9 1,522
その他の包括利益累計額	257	695
少数株主持分	508	563
純資産の部合計	25,893	26,124
負債及び純資産の部合計	581,117	594,184

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	7,895	8,285
資金運用収益	5,593	5,297
(うち貸出金利息)	4,963	4,722
(うち有価証券利息配当金)	601	543
役務取引等収益	903	889
その他業務収益	1,288	1,562
その他経常収益	¹ 110	¹ 536
経常費用	6,338	6,613
資金調達費用	482	389
(うち預金利息)	444	351
役務取引等費用	556	554
その他業務費用	1,017	1,044
営業経費	4,188	4,222
その他経常費用	² 93	² 402
経常利益	1,557	1,672
特別利益	10	-
償却債権取立益	10	-
特別損失	15	4
固定資産処分損	-	4
減損損失	5	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	10	-
税金等調整前中間純利益	1,551	1,667
法人税、住民税及び事業税	12	56
法人税等調整額	481	190
法人税等合計	494	246
少数株主損益調整前中間純利益	1,057	1,420
少数株主利益	50	56
中間純利益	1,007	1,363

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	1,057	1,420
その他の包括利益	522	947
その他有価証券評価差額金	522	947
繰延ヘッジ損益	0	0
中間包括利益	534	472
親会社株主に係る中間包括利益	484	415
少数株主に係る中間包括利益	50	56

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	12,252	12,252
当中間期変動額		
新株の発行	-	-
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,252	12,252
資本剰余金		
当期首残高	10,844	10,844
当中間期変動額		
新株の発行	-	-
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	0	-
当中間期末残高	10,844	10,844
利益剰余金		
当期首残高	1,431	2,147
当中間期変動額		
剰余金の配当	133	238
中間純利益	1,007	1,363
土地再評価差額金の取崩	-	5
当中間期変動額合計	874	1,130
当中間期末残高	2,305	3,278
自己株式		
当期首残高	114	117
当中間期変動額		
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	116	119
株主資本合計		
当期首残高	24,414	25,127
当中間期変動額		
新株の発行	-	-
剰余金の配当	133	238
中間純利益	1,007	1,363
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	-	5
当中間期変動額合計	872	1,128
当中間期末残高	25,287	26,256

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	497	1,270
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	522	947
当中間期変動額合計	522	947
当中間期末残高	1,020	2,218
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
土地再評価差額金		
当期首残高	1,528	1,528
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	5
当中間期変動額合計	-	5
当中間期末残高	1,528	1,522
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,030	257
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	522	953
当中間期変動額合計	522	953
当中間期末残高	507	695
少数株主持分		
当期首残高	433	508
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	50	55
当中間期変動額合計	50	55
当中間期末残高	484	563
純資産合計		
当期首残高	25,878	25,893
当中間期変動額		
新株の発行	-	-
剰余金の配当	133	238
中間純利益	1,007	1,363
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	-	5
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	472	897
当中間期変動額合計	400	230
当中間期末残高	26,279	26,124

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,551	1,667
減価償却費	290	275
減損損失	5	-
のれん償却額	0	0
貸倒引当金の増減()	36	579
退職給付引当金の増減額(は減少)	29	17
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	41	89
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	17	101
偶発損失引当金の増減額(は減少)	0	5
資金運用収益	5,593	5,297
資金調達費用	482	389
有価証券関係損益()	222	263
為替差損益(は益)	13	8
固定資産処分損益(は益)	-	4
貸出金の純増()減	3,326	124
預金の純増減()	691	9,211
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	147	1,297
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	571	386
コールローン等の純増()減	4,720	12,810
外国為替(負債)の純増減()	1	0
リース債権及びリース投資資産の純増()減	104	49
資金運用による収入	5,620	5,346
資金調達による支出	694	351
その他	812	22
小計	2,348	1,273
法人税等の支払額	74	41
法人税等の還付額	70	16
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,344	1,297
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	32,894	16,796
有価証券の売却による収入	13,384	11,080
有価証券の償還による収入	10,532	7,119
有形固定資産の取得による支出	69	76
無形固定資産の取得による支出	47	35
有形固定資産の売却による収入	-	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,094	1,297

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	133	238
少数株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	1	1
自己株式の売却による収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	136	241
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,886	242
現金及び現金同等物の期首残高	16,714	9,494
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 9,828	1 9,251

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 3社 (株)宮崎太陽ビジネスサービス (株)宮崎太陽リース (株)宮崎太陽キャピタル</p> <p>(2) 非連結子会社 みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合 JAIC - みやざき太陽 1号投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社等 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社等 みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合 JAIC - みやざき太陽 1号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結の子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 3社</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、中間連結決算期末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、債券については、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 その他：5年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,729百万円(前連結会計年度末は14,567百万円)であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,202百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>
	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>(借手側)</p> <p>当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
	<p>(12) 収益及び費用の計上基準</p> <p>ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準</p> <p>リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>
	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当行は預金、貸出金の一部につき、金利リスク回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(14)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
	(15)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年 4月 1日
至 平成23年 9月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金323百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は937百万円、延滞債権額は10,699百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 百万円 であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,579百万円 であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,216百万円 であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,843百万円 であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金320百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は816百万円、延滞債権額は11,382百万円 あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 百万円 あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,888百万円 あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,087百万円 あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,549百万円 あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 360百万円 担保資産に対応する債務 預金 546百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,339百万円及び預け金3百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は108百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,095百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,086百万円、1年超のものが9百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,705百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 7,040百万円</p>	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 360百万円 担保資産に対応する債務 預金 572百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,357百万円及び預け金2百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は108百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,222百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,215百万円、1年超のものが7百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,700百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 7,200百万円</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。 12 社債は、劣後特約付社債1,000百万円であります。 13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,340百万円であります。	11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。 12 社債は、劣後特約付社債1,000百万円であります。 13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は900百万円であります。

[次△](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	1 その他経常収益には貸倒引当金戻入益417百万円を含んでおります。 2 その他経常費用には、株式等売却損166百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結 会計期間 増加株式数	当中間連結 会計期間 減少株式数	当中間連結 会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	53,424			53,424	
A種優先株式	26,000			26,000	
合計	79,424			79,424	
自己株式					
普通株式	272	8	0	279	(注)
合計	272	8	0	279	

(注) 普通株式の自己株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の買増し請求等による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月29日 定時株主総会	普通株式	132	2.50	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
平成22年 6月29日 定時株主総会	A種優先株式	0	0.023	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	132	利益剰余金	2.50	平成22年 9月30日	平成22年12月 3日
	A種優先株式	106	利益剰余金	4.08	平成22年 9月30日	平成22年12月 3日

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結 会計期間 増加株式数	当中間連結 会計期間 減少株式数	当中間連結 会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	53,424			53,424	
A種優先株式	26,000			26,000	
合計	79,424			79,424	
自己株式					
普通株式	285	8		294	(注)
合計	285	8		294	

(注) 普通株式の自己株式の増は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	132	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月29日
平成23年6月28日 定時株主総会	A種優先株式	106	4.08	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	132	利益剰余金	2.50	平成23年9月30日	平成23年12月2日
	A種優先株式	98	利益剰余金	3.80	平成23年9月30日	平成23年12月2日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年 9月30日現在	平成23年 9月30日現在
現金預け金勘定 10,791	現金預け金勘定 10,522
預け金(日銀預け金を除く) 963	預け金(日銀預け金を除く) 1,271
現金及び現金同等物 9,828	現金及び現金同等物 9,251

[次へ](#)

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
リース料債権部分の金額	4,703	4,620
見積残存価額部分の金額		
受取利息相当額	499	465

リース料債権部分の金額の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年以内	1,564	1,554
1年超2年以内	1,254	1,232
2年超3年以内	917	891
3年超4年以内	598	584
4年超5年以内	284	266
5年超	85	89

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
(借手側)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	288	129		158
無形固定資産				
合計	288	129		158

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	288	134		153
無形固定資産				
合計	288	134		153

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	9	9
1年超	148	143
合計	158	153

リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項ありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

該当事項ありません。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
支払リース料	4	4
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	4	4
支払利息相当額		
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	10,436	10,436	
(2) コールローン	27,100	27,100	
(3) 買入金銭債権	348	348	
(4) 商品有価証券	17	17	
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,570	7,925	645
その他有価証券	101,373	101,373	
(6) 貸出金	411,243		
貸倒引当金(*1)	6,550		
	404,692	411,643	6,950
(7) リース債権及びリース投資資産	4,200	4,547	347
資産計	556,739	563,392	6,652
(1) 預金	545,278	546,606	1,328
負債計	545,278	546,606	1,328
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	54	54	
ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	
デリバティブ取引計	53	53	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のあ
る預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価
値を算定しております。

(2) コールローン

コールローンについては、残存期間が短期間(3ヶ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価
額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、ブローカーから提示された価格によっております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、情報ベンダーより取得した価格によっておりま
す。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表さ
れている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フロー
をリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあ
ると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これ
により、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は500百万円増加、「繰延税金資産」は201
百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は298百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債の将来
の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローをフォワードレートで割り引いた現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利
付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定
変数であります。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なってい
ない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸
出金債権ごとに、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フローをリス
ク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は
帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保
及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額
から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見
込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としておりま
す。

(7) リース債権及びリース投資債権

リース債権及びリース投資資産は、各リース債権及びリース投資資産の元利金キャッシュ・フローを一定の期間ごとに
まとめ、その期間ごとのキャッシュ・フロー額を、当該期間のリスク・フリー・レートに貸倒実績率に基づいた信用リスク
要因を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。

負債**(1) 預金**

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	547
組合出資金(*3)	971
合計	1,519

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	10,522	10,522	
(2) コールローン及び買入手形	40,000	40,000	
(3) 買入金銭債権	259	259	
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,998	6,247	751
その他有価証券	97,819	97,819	
(5) 貸出金	411,118		
貸倒引当金(*1)	5,918		
	405,199	414,243	9,044
(6) リース債権及びリース投資資産	4,150	4,470	320
資産計	564,949	573,562	8,613
(1) 預金	554,172	555,448	1,275
負債計	554,172	555,448	1,275
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの			
ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	
デリバティブ取引計	(0)	(0)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(3ヶ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、ブローカーから提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は34百万円増加、「繰延税金資産」は13百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は20百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債の将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローをフォワードレートで割り引いた現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金債権ごとに、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(6) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、各リース債権及びリース投資資産の元利金キャッシュ・フローを一定の期間ごとにまとめ、その期間ごとのキャッシュ・フロー額を、当該期間のリスク・フリー・レートに貸倒実績率に基づいた信用リスク要因を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	547
組合出資金(*2)	617
合計	1,165

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。なお、連結貸借対照表の「有価証券」のほか、前連結会計年度末については「商品有価証券」及び「買入金銭債権」が含まれており、当中間連結会計期間末については「買入金銭債権」が含まれております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	695	717	22
	外国証券	232	496	263
	小計	927	1,213	285
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,642	1,610	32
	外国証券	6,000	5,101	898
	小計	7,642	6,711	931
合計		8,570	7,925	645

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,952	1,586	366
	債券	50,219	49,301	918
	国債	21,727	21,160	566
	地方債	3,294	3,265	29
	社債	25,197	24,874	323
	外国証券	2,408	2,400	8
	その他	438	424	14
	小計	55,020	53,712	1,307
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,350	10,638	2,288
	債券	31,462	31,702	239
	国債	16,006	16,159	153
	地方債	4,147	4,181	33
	社債	11,309	11,361	52
	外国証券	1,842	2,000	157
	その他	5,047	5,826	778
	小計	46,702	50,167	3,464
合計		101,722	103,879	2,156

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、154百万円(うち株式84百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	645	664	19
	外国証券			
	小計	645	664	19
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,252	1,227	25
	外国証券	5,100	4,354	745
	小計	6,352	5,582	770
合計		6,998	6,247	751

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	974	733	241
	債券	63,015	62,274	740
	国債	26,996	26,716	279
	地方債	5,672	5,593	79
	社債	30,346	29,964	381
	外国証券	1,401	1,398	3
	その他	330	321	9
	小計	65,722	64,727	994
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,142	11,626	3,484
	債券	15,937	15,957	20
	国債	11,609	11,621	11
	地方債	604	604	0
	社債	3,723	3,732	8
	外国証券	3,076	3,200	123
	その他	5,199	6,291	1,091
	小計	32,356	37,075	4,719
合計		98,078	101,803	3,725

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、67百万円(うち株式33百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

[前へ](#) [次へ](#)

(金銭の信託関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

該当事項ありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

該当事項ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,182
その他有価証券	2,182
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	912
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,270
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,270

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,744
その他有価証券	3,744
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	1,526
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,218
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	2,218

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建				
	買建	15,000		54	54
	通貨オプション				
	売建				
買建					
その他					
売建					
買建					
合計				54	54

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当事項ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金	70	70	0
	金利先物 金利オプション その他				
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金	1,136	1,136	(注)3
合計					

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項ありません。

当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当事項ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金	65	65	0
	金利先物 金利オプション				
	その他				
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	1,042	370	(注) 3
合計					

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項ありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項ありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円
その他増減額(は減少)	0百万円
期末残高	11百万円

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円
その他増減額(は減少)	0百万円
当中間連結会計期間末残高	11百万円

[前△](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当行の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しており、「銀行業」、「リース・保証等事業」を報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース・保証等事業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	6,838	1,051	7,889	6	7,895		7,895
セグメント間の内部経常収益	48	80	129	104	233	233	
計	6,887	1,132	8,019	110	8,129	233	7,895
セグメント利益	1,462	90	1,553	3	1,556	0	1,557
セグメント資産	572,537	6,403	578,940	182	579,123	6,197	572,926
セグメント負債	546,870	5,874	552,745	70	552,816	6,168	546,647
その他の項目							
減価償却費	255	3	259	0	260	30	290
のれんの償却額						0	0
資金運用収益	5,628	4	5,632	0	5,633	40	5,593
資金調達費用	480	41	522	0	522	40	482
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	115	0	116	0	116		116

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、銀行事務代行業、ベンチャーキャピタル事業を含んでおります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 233百万円は、セグメント間取引消去 233百万円、のれんの償却額 0百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額 6,197百万円は、セグメント間取引の消去です。

(3) セグメント負債の調整額 6,168百万円は、セグメント間取引の消去です。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

1 報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当行の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しており、「銀行業」、「リース・保証等事業」を報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース・ 保証等事業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,159	1,120	8,280	5	8,285		8,285
セグメント間の内部経常収益	58	72	130	101	232	232	
計	7,217	1,193	8,410	107	8,517	232	8,285
セグメント利益	1,581	99	1,681	6	1,687	15	1,672
セグメント資産	592,825	5,387	598,213	132	598,345	4,161	594,184
セグメント負債	567,387	4,778	572,166	14	572,180	4,120	568,059
その他の項目							
減価償却費	248	3	252	0	252	23	275
のれんの償却額						0	0
資金運用収益	5,328	3	5,332	0	5,332	35	5,297
資金調達費用	387	36	424		424	34	389
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	117		117		117		117

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、銀行事務代行業、ベンチャーキャピタル事業を含んでおります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 232百万円は、セグメント間取引消去 232百万円、のれんの償却額 0百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額 4,159百万円には、銀行業部門のリース保証等業務部門に対する貸付債権の相殺消去 3,925百万円が含まれております

(3) セグメント負債の調整額 4,118百万円には、リース保証等業務部門の銀行業務部門からの借入債務の相殺消去 3,925百万円が含まれております

(4) 減価償却費の調整額23百万円には、リース保証等業務部門に対するリース資産の減価償却費23百万円が含まれております。

(5) 資金運用収益の調整額 35百万円は、銀行業部門のリース保証等業務部門に対する貸付債権の利息 34百万円が含まれております。

(6) 資金運用費用の調整額 34百万円は、リース保証等業務部門の銀行業部門からの借入債務の利息であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,963	868	1,051	1,012	7,895

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益のみでありますので、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,722	1,042	1,120	1,398	8,285

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益のみでありますので、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース・保証等事業	計		
減損損失	5		5		5

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース・保証等事業	計		
減損損失					

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

のれんの償却額及び未償却残高は、僅少であるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

のれんの償却額及び未償却残高は、僅少であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

該当事項ありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	231.08	234.55

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	25,893	26,124
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	13,614	13,662
うち優先株式	百万円	13,000	13,000
うち優先株式に係る配当額	百万円	106	98
うち少数株主持分	百万円	508	563
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	12,279	12,462
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	53,138	53,130

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	16.95	23.80
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,007	1,363
普通株主に帰属しない金額	百万円	106	98
うち中間優先配当額	百万円	106	98
普通株式に係る中間純利益	百万円	901	1,264
普通株式の期中平均株式数	千株	53,148	53,135
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	9.36	12.38
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	106	98
うち優先株式に係る金額	百万円	106	98
普通株式増加数	千株	54,393	57,017
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

2 【その他】

該当事項ありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 10,430	7 10,421
コールローン	27,100	40,000
買入金銭債権	348	259
商品有価証券	17	-
有価証券	1, 7, 13 111,464	1, 7, 13 106,303
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 415,156	2, 3, 4, 5, 6, 8 414,808
その他資産	7 1,503	7 6,195
有形固定資産	9, 10 14,062	9, 10 13,943
無形固定資産	374	348
繰延税金資産	5,018	5,429
支払承諾見返	902	932
貸倒引当金	6,403	5,817
資産の部合計	579,975	592,825
負債の部		
預金	7 545,468	7 554,332
借入金	11 1,613	11 2,810
外国為替	2	1
社債	12 1,000	12 1,000
その他負債	1,854	4,403
未払法人税等	75	49
リース債務	36	31
資産除去債務	11	11
その他の負債	1,730	4,311
退職給付引当金	1,842	1,859
役員退職慰労引当金	299	210
睡眠預金払戻損失引当金	233	334
偶発損失引当金	76	81
再評価に係る繰延税金負債	10 1,423	10 1,420
支払承諾	902	932
負債の部合計	554,716	567,387
純資産の部		
資本金	12,252	12,252
資本剰余金	10,844	10,844
資本準備金	10,844	10,844
利益剰余金	2,020	3,153
利益準備金	14 74	14 122
その他利益剰余金	1,945	3,031
繰越利益剰余金	1,945	3,031
自己株式	115	117
株主資本合計	25,001	26,133
その他有価証券評価差額金	1,270	2,218
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	10 1,528	10 1,522
評価・換算差額等合計	257	695
純資産の部合計	25,259	25,437
負債及び純資産の部合計	579,975	592,825

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
経常収益	6,887	7,217
資金運用収益	5,628	5,328
(うち貸出金利息)	5,002	4,757
(うち有価証券利息配当金)	598	540
役務取引等収益	876	861
その他業務収益	264	476
その他経常収益	118	2 550
経常費用	5,424	5,635
資金調達費用	480	387
(うち預金利息)	444	351
役務取引等費用	561	560
その他業務費用	38	34
営業経費	1 4,212	1 4,250
その他経常費用	1 130	1, 3 402
経常利益	1,462	1,581
特別利益	10	-
特別損失	15	4
税引前中間純利益	1,457	1,577
法人税、住民税及び事業税	10	11
法人税等調整額	444	199
法人税等合計	454	210
中間純利益	1,002	1,366

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	12,252	12,252
当中間期変動額		
新株の発行	-	-
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,252	12,252
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	10,844	10,844
当中間期変動額		
新株の発行	-	-
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	10,844	10,844
資本剰余金合計		
当期首残高	10,844	10,844
当中間期変動額		
新株の発行	-	-
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	10,844	10,844
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	592	74
当中間期変動額		
利益準備金の取崩	592	-
利益準備金の積立	26	47
当中間期変動額合計	566	47
当中間期末残高	26	122
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	7,278	-
当中間期変動額		
別途積立金の取崩	7,278	-
当中間期変動額合計	7,278	-
当中間期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,565	1,945
当中間期変動額		
利益準備金の取崩	592	-
利益準備金の積立	26	47

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
剰余金の配当	133	238
別途積立金の取崩	7,278	-
中間純利益	1,002	1,366
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	-	5
当中間期変動額合計	8,713	1,085
当中間期末残高	2,148	3,031
利益剰余金合計		
当期首残高	1,305	2,020
当中間期変動額		
利益準備金の取崩	-	-
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	133	238
別途積立金の取崩	-	-
中間純利益	1,002	1,366
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	-	5
当中間期変動額合計	869	1,133
当中間期末残高	2,174	3,153
自己株式		
当期首残高	112	115
当中間期変動額		
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	114	117
株主資本合計		
当期首残高	24,290	25,001
当中間期変動額		
新株の発行	-	-
利益準備金の取崩	-	-
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	133	238
中間純利益	1,002	1,366
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	-	5
当中間期変動額合計	867	1,131
当中間期末残高	25,158	26,133

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	496	1,270
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	522	947
当中間期変動額合計	522	947
当中間期末残高	1,019	2,218
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
土地再評価差額金		
当期首残高	1,528	1,528
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	5
当中間期変動額合計	-	5
当中間期末残高	1,528	1,522
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,031	257
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	522	953
当中間期変動額合計	522	953
当中間期末残高	508	695
純資産合計		
当期首残高	25,321	25,259
当中間期変動額		
新株の発行	-	-
利益準備金の取崩	-	-
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	133	238
中間純利益	1,002	1,366
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	-	5
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	522	953
当中間期変動額合計	344	178
当中間期末残高	25,666	25,437

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、中間会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、債券については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 5年～6年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価額については、零としております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,729百万円(前事業年度末は14,567百万円)であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(1,202百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	預金、貸出金の一部につき、金利リスク回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成23年 4月 1日
至 平成23年 9月30日)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 関係会社の株式及び出資額総額 333百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は934百万円、延滞債権額は10,462百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 百万円 であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,579百万円 であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,976百万円 であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,843百万円 であります。</p>	<p>1 関係会社の株式及び出資額総額 329百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は813百万円、延滞債権額は11,112百万円 あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 百万円 であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,888百万円 あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,813百万円 あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,549百万円 あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 360百万円 担保資産に対応する債務 預金 546百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,339百万円及び預け金3百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は108百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,342百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが14,332百万円、1年超のものが9百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 6,822百万円</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,705百万円</p>	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 360百万円 担保資産に対応する債務 預金 572百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,357百万円及び預け金2百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は108百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,697百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,690百万円、1年超のものが7百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 7,007百万円</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,700百万円</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は、劣後特約付社債1,000百万円であります。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,340百万円であります。</p> <p>14 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、74百万円であります。</p>	<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は、劣後特約付社債1,000百万円であります。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は900百万円であります。</p> <p>14 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、47百万円であります。</p>

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 減価償却実施額は、下記のとおりであります。 有形固定資産 186百万円 無形固定資産 69百万円	1 減価償却実施額は、下記のとおりであります。 有形固定資産 180百万円 無形固定資産 67百万円 2 その他経常収益には貸倒引当金戻入益424百万円を含んでおります。 3 その他経常費用には、株式等売却損166百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	267	8	0	274	(注)
合計	267	8	0	274	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の買増し請求による減少であります。

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	281	8		289	(注)
合計	281	8		289	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

有形固定資産

主として、器具備品であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

有形固定資産

主として、器具備品であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	405	227		177
無形固定資産				
合計	405	227		177

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	390	229		161
無形固定資産				
合計	390	229		161

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	27	17
1年超	149	143
合計	177	161

(注) 未経過リース料中間会計期間末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末(期末)残高が有形固定資産の中間会計期間末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

該当事項ありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

該当事項ありません。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	18	15
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	18	15
支払利息相当額		
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

該当事項ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式及び出資金	333
関連会社株式	
合計	333

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

該当事項ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式及び出資金	329
関連会社株式	
合計	329

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円
その他増減額(は減少)	0百万円
期末残高	11百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円
その他増減額(は減少)	0百万円
当中間会計期間末残高	11百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	16.86	23.86
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,002	1,366
普通株主に帰属しない金額	百万円	106	98
うち中間優先配当額	百万円	106	98
普通株式に係る中間純利益	百万円	896	1,268
普通株式の期中平均株式数	千株	53,153	53,140
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	9.32	12.40
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	106	98
うち優先株式に係る金額	百万円	106	98
普通株式増加数	千株	54,393	57,017
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

4 【その他】

中間配当

第111期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年11月11日開催の取締役会において、次の通り決議しました。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
普通株式	132	2.50
優先株式	98	3.80

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社宮崎太陽銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 納 憲 治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮崎太陽銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期連結財務諸表に添付される形で当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社宮崎太陽銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 納 憲 治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮崎太陽銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第111期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期財務諸表に添付される形で当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。